

岩手県医療局管理規程第4号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

岩手県医療局長 小原重幸

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																
<p>(病院の組織)</p> <p>第3条 病院に、次の表に掲げるところにより、部、センター、室及び科を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 中央病院以外の病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">部又はセンター</th> <th style="width: 40%;">室</th> <th style="width: 30%;">科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療安全管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、<u>江刺病院</u>、二戸病院、千厩病院及び一戸病院に限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 [略]</p> <p>(職)</p> <p>第5条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">職</th> <th style="width: 80%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本庁</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医師支援推進室</td> <td>[略] 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理するとともに、室長及び医師支援推進監に事故があるとき、又は室長及び医師支援推進監が欠けたときは、その職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">職</th> <th style="width: 80%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部又はセンター	室	科	[略]				[略]			医療安全管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、 <u>江刺病院</u> 、二戸病院、千厩病院及び一戸病院に限る。）			[略]		区 分	職	職 務	本庁	[略]		医師支援推進室	[略] 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理するとともに、室長及び医師支援推進監に事故があるとき、又は室長及び医師支援推進監が欠けたときは、その職務を代理する。	[略]			区 分	職	職 務				<p>(病院の組織)</p> <p>第3条 病院に、次の表に掲げるところにより、部、センター、室及び科を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 中央病院以外の病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">部又はセンター</th> <th style="width: 40%;">室</th> <th style="width: 30%;">科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療安全管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、二戸病院、千厩病院及び一戸病院に限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 [略]</p> <p>(職)</p> <p>第5条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">職</th> <th style="width: 80%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本庁</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医師支援推進室</td> <td>[略] 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理するとともに、室長及び医師支援推進監に事故があるとき、又は室長及び医師支援推進監が欠けたときは、<u>あらかじめ定める順位により</u>、その職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">職</th> <th style="width: 80%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部又はセンター	室	科	[略]				[略]			医療安全管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、二戸病院、千厩病院及び一戸病院に限る。）			[略]		区 分	職	職 務	本庁	[略]		医師支援推進室	[略] 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理するとともに、室長及び医師支援推進監に事故があるとき、又は室長及び医師支援推進監が欠けたときは、 <u>あらかじめ定める順位により</u> 、その職務を代理する。	[略]			区 分	職	職 務			
部又はセンター	室	科																																																															
[略]																																																																	
	[略]																																																																
	医療安全管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、 <u>江刺病院</u> 、二戸病院、千厩病院及び一戸病院に限る。）																																																																
	[略]																																																																
区 分	職	職 務																																																															
本庁	[略]																																																																
	医師支援推進室	[略] 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理するとともに、室長及び医師支援推進監に事故があるとき、又は室長及び医師支援推進監が欠けたときは、その職務を代理する。																																																															
[略]																																																																	
区 分	職	職 務																																																															
部又はセンター	室	科																																																															
[略]																																																																	
	[略]																																																																
	医療安全管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、遠野病院、磐井病院、南光病院、釜石病院、二戸病院、千厩病院及び一戸病院に限る。）																																																																
	[略]																																																																
区 分	職	職 務																																																															
本庁	[略]																																																																
	医師支援推進室	[略] 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理するとともに、室長及び医師支援推進監に事故があるとき、又は室長及び医師支援推進監が欠けたときは、 <u>あらかじめ定める順位により</u> 、その職務を代理する。																																																															
[略]																																																																	
区 分	職	職 務																																																															

本庁	課及び室	特命参事	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課又は室の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		技術特命参事	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課又は室の技術に関する事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
	[略]		
	特命課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。	
[略]			
[略]			

3～8 [略]

9 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

主任主事、主事、主任技師、技師、行政専門員、医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、理療士、看護師、助産師、准看護師、管理栄養士、医療社会事業士、公認心理師及び歯科衛生士	[略]
---	-----

10～12 [略]

本庁	課及び室	特命参事	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課又は室の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、 <u>総括課長若しくは室長に事故があるとき、又は総括課長若しくは室長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</u>
		技術特命参事	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課又は室の技術に関する事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、 <u>総括課長若しくは室長に事故があるとき、又は総括課長若しくは室長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</u>
	[略]		
	特命課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課又は室の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、 <u>総括課長若しくは室長及び医師支援推進監に事故があるとき、又は総括課長若しくは室長及び医師支援推進監が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</u>	
[略]			
[略]			

3～8 [略]

9 前各項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

<u>コーディネーター</u> 、主任主事、主事、主任技師、技師、行政専門員、医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、理療士、看護師、助産師、准看護師、管理栄養士、医療社会事業士、公認心理師及び歯科衛生士	[略]
--	-----

10～12 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。